

国家情報会議設置法案 新旧対照条文

- 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（附則第二条関係）…………… 1
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第三条関係）…………… 2
- 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）（附則第四条関係）…………… 5
- 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第五条関係）…………… 6

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一 五の二（略）</p> <p>五の三 国家安全保障局長及び<u>国家情報局長</u></p> <p>五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣サイバー官</p> <p>六 十七（略）</p> <p>④ ⑦（略）</p>	<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一 五の二（略）</p> <p>五の三 国家安全保障局長</p> <p>五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官、<u>内閣情報官</u>及び内閣サイバー官</p> <p>六 十七（略）</p> <p>④ ⑦（略）</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第三条関係）
 （現行規定は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>七の二 国家安全保障局長及び国家情報局長</p> <p>八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣サイバー官</p> <p>九〜七十五 (略)</p>			
<p>別表第一（第三条関係）</p>			
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額
(略)	(略)	(略)	(略)
検査官（会計検査院長を除く。）		検査官（会計検査院長を除く。）	

<p>人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長及び国家情報局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	
<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員</p>	<p>一、二五〇、〇〇〇円 一、二三四、〇〇〇円</p>
<p>人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長</p>	
<p>内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員</p>	<p>一、二五〇、〇〇〇円 一、二三四、〇〇〇円</p>

(略)	式部官長
(略)	

(略)	式部官長
(略)	

○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十六条 内閣法の一部を次のように改正する。 第十九条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。</p>	<p>第十六条 内閣法の一部を次のように改正する。 第十九条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。</p>

改正案	現行
<p>第十五条の二（略）</p> <p>2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、<u>国家情報局</u>、<u>内閣広報官</u>及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>3 7（略）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに<u>国家情報局</u>及び<u>内閣広報官</u>の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 7（略）</p>	<p>第十五条の二（略）</p> <p>2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、<u>内閣広報官</u>、<u>内閣情報官</u>及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>3 7（略）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに<u>内閣情報官</u>及び<u>内閣情報官</u>の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 7（略）</p>

第十六条の二 内閣官房に、国家情報局を置く。

2 国家情報局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち、
国家情報会議設置法（令和八年法律第 号）第二条に規定する重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項の特定秘密の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）
- 二 第十二条第二項第六号に掲げる事務
- 三 国家情報会議設置法第十二条の規定により国家情報局が処理することとされた国家情報会議の事務
- 四 国家情報会議設置法第七条の規定により国家情報会議に提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家情報局に、国家情報局長を置く。

4 国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第四項から第六項までの規定は、国家情報局長について準用する。

第十七条（略）

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、国家情報局、内閣広報官、内閣サイバー官及び内閣人事

（新設）

第十七条（略）

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官及び内閣人事

局の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3・4 (略)

(削る)

第十九条 (略)

2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関するもの(国家安全保障局、国家情報局及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

3 (略)

局の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3・4 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣情報官について準用する。

第十九条の二 (略)

2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関するもの(国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

3 (略)